

介護予防支援の指定対象の拡大について

1 概 要

介護保険法の改正により、これまでは要支援認定者のケアマネジメント（介護予防支援）は、地域包括支援センターのみ主体的に実施でき、その業務の一部は地域包括支援センターから委託を受けて居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も実施できることとなっていたところ、令和6年4月1日以降は、居宅介護支援事業所が市からの指定を受けた場合、介護予防支援を直接実施できることとなる。

この改正により、介護予防支援を直接実施する居宅介護支援事業所が増えれば、今後地域包括支援センターの業務負担が一定程度軽減されることが見込まれる。

2 市の対応状況

- (1) 令和6年2月27日、市内居宅介護支援事業所に対して令和6年度介護保険制度改正の説明会を実施し、本件改正や指定を受ける場合の手続きについて周知した。
- (2) 令和6年3月13日、地域包括支援センター管理者打合せにおいて、今後の具体的な運用について情報共有し、意見を伺った。

3 介護予防支援の指定を予定している居宅介護支援事業所

| | 事業所名 | 法人名 | 所在地 | 指定(予定)年月日 |
|---|------------|------------------|------------------------------|-----------|
| 1 | ケアプラン HERB | High Bridge 株式会社 | 小金井市貫井北町1-3-6-302 ロイヤルガーデン高杉 | 令和6年4月1日 |
| 2 | 24ケアマネ介護丸 | 医療法人社団成令会 | 小金井市前原町3-40-20-107 小金井ビューハイツ | 令和6年4月1日 |
| 3 | オーエンケアサービス | 合同会社ココステッチ | 小金井市東町4-8-14 アクトレジデンス新小金井305 | 令和6年5月1日 |

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

< 現行 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



- 【報酬】**
- 介護予防支援費
 - 初回加算
 - 委託連携加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
 - 管理者

< 改定後 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



情報提供 ↗

- 【報酬】**
- 介護予防支援費 (I)
 - 初回加算
 - 委託連携加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
 - 管理者

委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供 ↗
指定 ↘

指定介護予防支援事業者
(指定居宅介護支援事業者)



- 【報酬】**
- 介護予防支援費 (II)
 - 初回加算
 - 特別地域介護予防支援加算
 - 中山間地域等における小規模事業所加算
 - 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の介護支援専門員
 - 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与

